

公民館のあり方検討について

1 市長マニフェスト（第1期）

公設公民館（市内19箇所）を「まちづくり支援センター」に衣替えし、まちづくり支援の拠点として活用します。【任期中着手】

地方財政の悪化や人口減少社会の到来、社会インフラの維持管理を見据えながら新しい熊本づくりを、限られた行政資源（人員・財源等）の中で実現していくためには、行政運営の更なる効率化、最適化を図り、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる市政運営体制を構築する必要がある。また、公設公民館の運営方法等のあり方についても検討する。

<これまでの公民館のあり方に関する検討内容について>

- ・公民館業務の効率的・効果的な運用方法
- ・社会教育主事の配置方法
- ・業務委託について
- ・まちづくり人材育成の取組みについて



【対応】

平成29年度より、まちづくり支援機能を強化するため、公民館業務とまちづくり支援機能を統合した「まちづくりセンター」を17箇所設置し、様々な相談要望を受け、地域の課題解決に向け取り組みを進めている。

2 市長マニフェスト（第2期）

公設公民館を「地域アクティブセンター（仮称）」に衣替えし、利用の自由度を高めるとともに、スポンサー制度を導入し新しい文化の創造拠点として活用します。地域の伝統行事の保護・育成の拠点機能や、子育て支援機能も担うようにします。【任期中実現】

地域主義を更に推進するため、これまで地域の拠点施設である公設公民館の現状と課題等を分析・評価するとともに、地域活動にどのような機能が求められるかなど、名称の変更もあわせて、地域の誰もが利用しやすい地域活動の拠点施設への多機能化等について検討する。

3 庁内検討会議の設置

庁内の検討会議（市民局、教育委員会、区役所）において、地域主義の視点から公設公民館のあり方について検討する。また、検討テーマごとに必要な部局を加える。

4 公設公民館の分析・評価等（案）について

- (1) 公設公民館の現状、利用状況
- (2) 公設公民館が利用できない事例
- (3) 公設公民館の館長、社会教育主事の活動状況
- (4) まちづくりにおける公設公民館の活躍度・貢献度の整理
- (5) 公設公民館予約システムの利用状況
- (6) 公設公民館に併設される図書室のあり方
- (7) 公設公民館に併設される児童館・室のあり方
- (8) 地域の身近な「学習の場」のあり方

5 外部等からの意見聴取について

- ・ 公民館運営審議会、社会教育委員会議 等